

○山形県公安委員会個人情報管理規程

平成26年3月28日

公安委員会規程第1号

改正 令和5年3月23日公安委員会規程第2号

令和7年3月25日公安委員会規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の管理について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔令和5年公安委員会規程2号〕）

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（一部改正〔令和5年公安委員会規程2号〕）

(個人情報管理者)

第3条 公安委員会に個人情報管理者を置き、山形県警察本部警務部総務課長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、公安委員会が保有する個人情報の管理に関する事務を総括する。

（一部改正〔令和7年公安委員会規程3号〕）

(個人情報管理担当者)

第4条 公安委員会に個人情報管理担当者を置き、個人情報管理者が指名する。

2 個人情報管理担当者は、個人情報管理者を補佐し、公安委員会における個人情報の適正な管理に必要な事務を行う。

(取扱いの制限)

第5条 個人情報管理者は、公安委員会の事務を行う職員がその事務の目的以外の目的で個人情報を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第6条 個人情報管理者は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保を脅かす事態（以下「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を公安委員会に報告するものとする。

2 個人情報管理者は、漏えい等の原因を調査し、後日、その旨を公安委員会に報告するものとする。

3 個人情報管理者は、漏えい等が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条の4第1項及び法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちに、その旨を警務部広報相談課長を通じて公安委員会に報告するとともに、警察庁への報告及び本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

（全部改正〔令和5年公安委員会規程2号〕）

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、個人情報の管理に関し必要な事項は、山形県警察本部長が定める個人情報の管理に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日公安委員会規程第3号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。